

「住民投票に投票したいなら日本国籍を取得すべきだ」とした定例会見発言と

住民投票についてみんじゅう要望の検討・新型コロナウイルス対応について申し入れ

○「住民投票に投票したいなら日本国籍を取得すべきだ」とした定例会見発言について

昨年、11月20日、わたしたち「みんなで住民投票！」（以下みんじゅう）は市議会に『外国籍住民も「大阪市特別区設置住民投票」に投票ができるよう大都市法第7条・大都市令第4条の改正を求める改正の意見書を国会に提出するよう求める陳情書』を提出すると同時に、大阪市長あてに同内容の要望書を提出しました。この要望書に基づき、みんじゅうと大阪市副首都推進局で2月3日協議会を行い、大阪市回答および大阪市長の上記発言について意見交換をしました。ここに改めてみんじゅうとして公式に抗議いたします。

11月21日の市長定例会見で、松井市長は、記者からみんじゅうの提出した要望書について問われ、

「やはり今回、法律で定められた住民投票をやるので、そこに参加しようと思うと日本での投票権、日本国籍をぜひ取得してもらいたい」

「その他選挙と同じように、外国の方が、今、日本、国、地方自治体の運営に直接関与するということは、やっぱり、日本の主権を考えても今の時点では認めるべきではない、というのが、この法律が外国人の参政権を認めていないことの原点ですから、やっぱりそれがあつた中で、この大阪だけが認める、ということにはならない」

「日本の社会の中で何らかの影響を出す、と。これはやっぱり民主主義の中では選挙なんですよ。それを行使するということで日本国籍を取得することと、民族の誇りというのは、別の話だと思いますから」

「民族の誇りと別に、国籍を取ることは、誇りを捨てることにならないんだから、国籍取る要件もこの間だいぶ緩和されてきていますから、ぜひ日本国籍を取得してもらいたい。」

と、住民投票権という住民自治の問題を、国民主権の問題にすりかえ、住民投票に投票したいなら国籍取得をするべきだと繰り返されました。

しかしながら、本来の地方自治における「住民」とは「市町村の区域内に住所を有する者」（地方自治法第10条1）であり、かつ住民は「その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」（地方自治法第10条2）とされています。つまり、「住民」は民族や国籍に関わりなく、平等に権利を享有し義務を担います。これらの規定や、多文化共生社会の観点から、2002年に滋賀県旧米原町で初めて外国籍住民に住民投票権が認められて以降、全国で180件以上、大阪府下でも複数の自治体（別紙資料）が外国籍住民に住民投票の権利を認めてきました。みんじゅうの陳情および市長への要望もまた、住民の平等と多様性の尊重という観点に基づいています。「住民投票に参加したいなら、日本国籍を取得すればいい」と繰り返す松井市長の発言は、地方自治の本旨も、「国際人権都市」を標榜する大阪市の基本指針からも逸脱しています。

国籍や民族などの違いにかかわらず、一人ひとりがそれぞれの違いを認め合い、理解を深め、ともに社会の一員として暮らし、そして活躍できる、「すべての人の人権が尊重される社会」、「豊かな多文化共生社会」を築いていきましょう ー大阪府外国籍住民施策基本指針2004（平成16）年ー

国籍の選択は基本的人権のひとつです。いまや、大阪で暮らす外国籍住民のルーツは139カ国にわたり、そのバックラウンドも多様です。市長は特定の民族を名指しして「誇りと国籍は関係ない」と国籍取得を迫るような発言をされました。当事者の気持ちを傷つけ、差別を助長しかねません。外国籍住民にとって日本国籍取得は本人の意思だけで簡単にとれるものでなく、膨大な書類と何十万もかかる費用、面接等の時間捻出、母国国籍の離脱手続きなど、本人の意思だけで簡単にとれるものではない現実を理解すべきです。「国際人権都市大阪」の首長の発言として、まことに軽率で不適切だといわざるを得ません。

ここに厳重に抗議し、二度と同様の発言を公の場で繰り返されないことを望みます。

○みんじゅう要望書を真摯に検討してください。

特別区制度の導入を主張するにあたっての説明の際に、松井市長は地方分権・地域主権のためにも必要であると述べています。今年1月にも「大阪都」への名称変更のための新法制定の方針を明らかにするなど、特別区制度をめぐって国にも様々な要望を伝え、働きかけています。であるならば、大都市法第7条・大都市令第4条の改正を求めることもできるはずですが、この部分についてのみ、国の法律で定められているから、と検討をしないことは極めて不当だと考えます。

特別区制度の詳細についてはさまざまに議論や説明がされてきていますが、その決定を左右する住民投票の制度についての議論は拙速だと言わざるを得ません。

3月22日、松井大阪市長は、「新型コロナウイルスの影響がどうなるか分からないが、都構想はスケジュール通りに進めたい」と11月1日に住民投票を行う予定は変わらないと発言されました。こうしたスケジュールありきの姿勢は、「特別区制度は住民の声がより届きやすくするため」という説明とも矛盾します。制度変更で多大な影響をうける住民の意見に耳を傾けることも議論することもないまま、住民投票の実施を押し進めるべきではありません。

すべての住民の声がしっかりと反映されたものになるよう、丁寧な議論をする時間を確保して下さい。その際に外国籍住民も投票できるようにしてほしいという要望書を真摯に検討してください。

○新型コロナウイルスの対応等について

さいたま市で、マスク配布対象から朝鮮学校附属幼稚園を除外する対応がとられました。抗議をうけ、市は一転して配布を決めました。幼稚園には嫌がらせの電話が多数かかっているといいます。命を守る対策に、民族や国籍で線引きされることはあってはなりません。感染拡大防止とは関わりのないところで対応に線引きをすることは、結果としてヘイト行動を誘発しかねません。行政の責務は、今こそ区別なくすべての人々の命を守ることが大切であり、すべての住民を尊重する姿勢を明確に打ち出すことであるはずですが。

外国につながる市民、とりわけ子どもたちが差別的な言動にあわないよう、細心の注意をお願いします。

大阪のダイバーシティ実現のために、最大限の努力をしてください。

みんじゅうは、市民みんなが住民投票に参加できるよう、大都市法の改正を求める意見書を国会に提出されるよう引き続き要望します。

2020年 3月 27日

みんなで住民投票！一同



【参考資料】2019/11/21 松井市長定例会見（みんなじゅう部分）

- 記者：大阪都構想の住民投票について、外国籍住民も投票に参加できるように、という要望書が提出されました。大阪市に住む20人に一人が外国人、その半分は永住外国人、そういった方々に対して、投票できる、できないについてはどう考えているのか。
- 市長：外国の方々も永住外国人の方々も、日本の国税も収めている、地方税も収められているのだから、全ての選挙に外国人の参政権を認める、ということになります。今それは日本の法律上できないのだから、やはり今回、法律で定められた住民投票をやるので、そこに参加しようと思うと日本での投票権、日本国籍をぜひ取得してもらいたい、と思っています。
- 記者：今の時点での意見ということで、外国人が投票できることへのデメリットということについては、どうお考えか、ということと、法改正を含めて検討していくということはあるのでしょうか。
- 市長：外国人の方が投票できるメリット？
- 記者：投票できないということに関して。
- 市長：それは今、日本の国の中で、様々な行政の実施する施策を決めるためのその他選挙と同じように、やはり外国の方が、今、日本、国、地方自治体の運営に直接関与するということは、やっぱり、日本の主権を考えても今の時点では認めるべきではない、というのが、この法律が外国人の参政権を認めていないことの原点ですから、やっぱりそれがあの中で、この大阪だけが認める、ということにはならない、とこう思っています。
- 記者：今の法律に関しては、市長も現時点では、そのままいい、というお考えでいらっしゃるのでしょうか？
- 市長：うん、だって、ずっと言ってるんだけど、日本でずっと住み続けて、日本で代々暮らされてる方で、やっぱり日本の社会の中で何らかの影響力を出す、と。これはやっぱり民主主義の中では選挙なんですよ。それを行使するということで日本国籍を取得することと、民族の誇りというのは、別の話だと思いますから。だから僕も2世3世の人たちとお付き合いあるよ。そういう人たちは民族の誇りは持っています。でも日本でそれだけの納税しながらね、やっぱり社会のなかで様々なもの言える立場として国籍必要だから、僕らの友達もやっぱり日本国籍を取得されていますよ。
- だから、民族の誇りとかは、その方々も持ってるよ。朝鮮民族としての誇りをもってるし。文化も大切にされてる。でも、もう親子何代も日本で生活してる中において、やっぱり自分の存在において様々な意見を言うために、ルール上国籍というものがあるわけだから、日本籍をとって活動されていると。だから民族の誇りと別に、国籍を取ることは、誇りを捨てることにもならないんだから、国籍取る要件もこの間だいぶ緩和されてきていますから、ぜひ日本国籍を取得してもらいたい、こう思います。